

さど UI ターン・地元就職応援システム構築業務委託仕様書

1. 委託事業名

さど UI ターン・地元就職応援システム構築業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 事業目的

市外に進学した学生の地元企業への就職と定住を促進するため、市内企業の求人サイトを集合型で作り上げ、各企業の魅力を訴求するとともに、求職者が佐渡の優良企業を一括で調べエントリーできる環境（以下、「本システム」という。）を構築し、人材確保につなげることを目的とする。

3. 構築するシステムの概要

本市が運営主体となる公式サイト及び管理システムを構築して、当該公式サイトに企業が無料求人情報を掲載でき、求職者が希望する企業にエントリーできる仕組みとする。

4. 委託業務の内容

本業務は、以下の項目を一括して行うものとする。

(1) システム構築

本システムの構築作業を行うものとする。尚、本システムの要件は、5. システム要件に示す。

(2) 初期コンテンツ制作・登録

本システムに登録するコンテンツの制作、及び登録作業を行うものとする。尚、コンテンツ制作・登録の要件は、6. 初期コンテンツ制作・登録要件に示す。

(3) 操作研修要件

企業向け、佐渡市向けの説明会を行うものとする。尚、操作研修の要件は、7. 操作研修要件に示す。

(4) システム運用・保守

本システムの運用・保守作業を行うものとする。尚、システムの運用・保守に関する要件は、8. 運用・保守要件に示す。

(5) 調査

本システムに掲載する企業のエントリー数や採用結果などの調査を行うものとする。調査方法や回数については、佐渡市と協議の上、決定するものとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 業務スケジュール

本業務のスケジュールを下記に示す。尚、下記は、現段階での本市の想定スケジュールであり、提案時に実現可能なスケジュールを提示すること。

(1) 構築期間

契約締結日から令和6年12月末日

(2) 運用開始日

令和7年1月1日

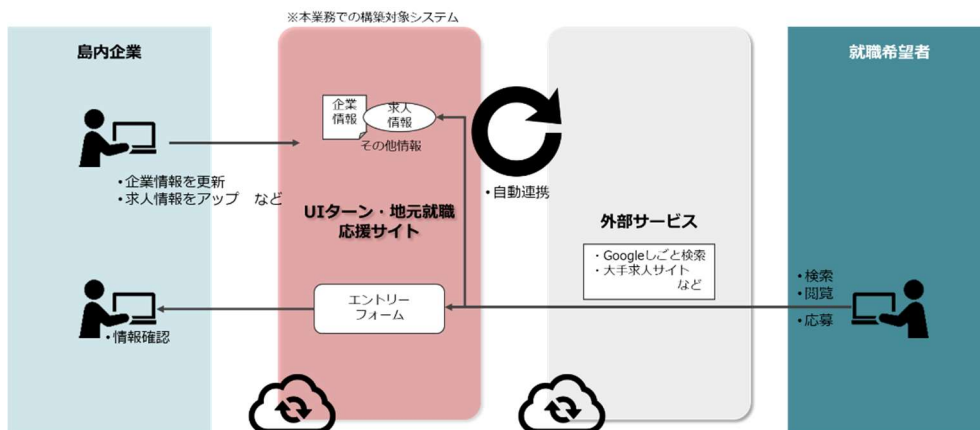
(3) 運用・保守期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日

5. システム要件

(1) システム構成・概要図

本業務で構築する本システムの概要図を下記に示す。尚、下記は、現段階で本市が想定している実現イメージであり、システム形態や実現方式については、提案時に提案事業者より提示すること。



(2) 機能要件

機能名	要件
企業アカウント管理機能	各企業に ID/PASS を発行・管理可能とすること。
求人情報・企業情報登録機能	各企業にて独自かつ簡単に「求人情報」「企業 PR (コラム等)」「企業ニュース」「エントリーフォーム」「お問い合わせフォーム」を更新・管理できるようにすること。
求人情報・企業情報発信機能	登録機能より登録された各企業の「求人情報」「企業 PR (コラム等)」「企業ニュース」を企業毎に表

	示できること。
	レスポンスウェブデザインにて実装すること。
管理者機能	佐渡市側でも管理画面から簡単に「UI ターン者向け補助金情報」「各種イベント情報」「ニュース」を更新・管理できるようにすること。
他プラットフォームとの連動機能	人材採用に特化した他プラットフォームとの連動により、求職者が公式サイトに集まる仕組みを構築すること。
求人情報の伝達・エントリー数増加対策	本システムにしっかりとした SEO 対策を実施すること。
	他プラットフォームとの連動以外でも、求職者を公式サイトに集められる仕組みを構築すること。
	特に U ターン者数を増加させるための対策を実施すること。
利用状況分析機能	Google Analytics 等を用いて、本システムの利用状況に関するデータを分析できるようにすること。

(3) 非機能要件

大項目	項目	要求	備考
可用性	稼働率	99%	計画停止を除く
	目標復旧水準	24 時間以内	
	大規模災害	30 日以内	
性能・拡張性	性能目標	想定同時アクセス数：50	
		レスポンス：3 秒以内	
	拡張性	データ量及びアクセス数の増加に対して、システムのパフォーマンスが低下しないようにすること	
運用・保守性	運用時間	24 時間 365 日	計画停止を除く
	バックアップ	日次バックアップ	登録データのみ

		プ 保存期間：1 か月	
	運用監視	24 時間 365 日の運用監視を行い、予防保守やシステム障害が発生した場合は、速やかな事象検知を可能とすること。	
	メンテナンス	メンテナンス作業はオンライン作業で実施できるものとする こと。	
セキュリティ	セキュリティ面で実績のある CMS にて実装すること		WordPress については禁止はしないが推奨しない
	独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のルールに従った脆弱性対策を実施すること。		
	客観的な脆弱性検査を行ってから納品すること。		
	OS、ミドルウェア、ライブラリ、フレームワーク、CMS、プラグイン等のバージョンは納品時に最新のものを利用することとし、持続的にバージョンアップできるものを使用すること。		
	WAF (ウェブアプリケーションファイヤーウォール) を設置すること。		
システム環境・エコロジー	制限・法令遵守	改正個人情報保護法に対応すること。	
		改正電気通信事業法に対応すること。	

		改正障害者差別 解消法に対応す ること。	
	耐震	震度7相当を想定 したデータセン ターにて運用す ること。	

6. 初期コンテンツ制作・登録要件

- (1) 情報を登録する各企業に対して、取材・撮影を実施し、「求人情報」「企業 PR (コラム等)」を本システムにライティング・登録すること。
- (2) 情報を登録する各企業に対して、取材を実施し、「企業ニュース」を登録すること。
- (3) 上記コンテンツ制作は、本事業期間内に 50 社 (佐渡島内に事業所を有する企業であれば本社・支社・営業所を問わない) を目標とすること。

7. 操作研修要件

- (1) 各企業向けのガイドラインを制作すること。
- (2) 佐渡市向けのガイドラインを制作すること。
- (3) 各企業向けの説明会を最低でも 3 回以上実施すること。オンラインミーティングでの開催も可とする。
- (4) 本業務の期間内に各企業からの問い合わせがあった場合は、対応を行うものとする。

8. 運用・保守要件

本システムの保守及び運用要件は、以下のとおりとする。

本システムの運用開始日である令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、サーバーを維持管理するものとする。

- (1) システム運用・保守
 - ・ 本システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
 - ・ 本システムの障害の早期発見・予防に努め、システムに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際には、速やかに対応すること。
- (2) 想定外のシステム停止への対応
 - ・ 計画的な停止以外の要因により本システムが停止した場合には、受託者は、復旧又は代替手段を用意することで安定的な運用に努めること。

(3) 計画的なシステム停止

- ・ 受託者がシステムを停止する場合は、停止によって想定される影響に最大限配慮し、遅くとも停止5日前までに本市に連絡すること。

(4) バージョンアップ対応

- ・ 本業務において導入するシステムに対して、性能や品質の強化、新たな機能の追加等、バージョンアップが必要な場合は、契約の範囲内において継続または代替措置できるよう対応するほか、契約の範囲を超える場合は本市に連絡すること。なお、バージョンアップの対象は、OS、ミドルウェア、CMSに加え、フレームワーク、ライブラリ、プラグイン等を含めるものとする。
- ・ 本システムを稼働していく中で、他システム・サービスとの連携仕様が変更した場合や表示形式の改善等、軽微な修正が必要となった場合には、本市と協議の上、対応すること。

(5) 問い合わせ対応

- ・ 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時は、本市に連絡の上対応すること。また、システムに障害が発生した場合や、脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際は、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市に連絡すること。
- ・ 問い合わせの受付・回答手段は、電話、電子メール、オンライン会議ツール等にて行うこと。

(6) インシデント管理・問題管理

- ・ インシデント管理、問題管理を行い、運用保守業務全体の把握に努めること。

9. 事業目標

本事業で得られる情報やつながりによって、地元就職する若者を増やし、地元企業の人材確保を図ることが目的であることから、受託事業者は、以下の目標を達成するように事業を実施すること。

項目	目標値
登録事業者数	R6：50社 ※本事業の対象 R7：30社 R8：20社
求職者のエントリー数	R6：5人 ※本事業の対象 R7：60人 R8：80人
採用数	R6：1人 ※本事業の対象 R7：12人

	R8：14人
--	--------

10. 納品物等

受託者は、本業務の終了時には、次の納品物を本市に提出すること。なお、納品物については、本市が指定するファイル様式で作成した電子データを提出すること。

名称	内容	提出・承認時期	納品期日
プロジェクト計画書	プロジェクト運営方法やスケジュール（WBS等）などを記載	契約締結後3週間以内	履行完了時
システム設計書	要件定義書、基本設計書、画面設計書、詳細設計書、運用設計書、基盤設計書など	設計完了時	履行完了時
試験成績書	試験項目及びテスト結果	試験完了時	履行完了時
各企業向けのガイドライン	利用者向け操作方法を記載	運用開始前	履行完了時
佐渡市向けのガイドライン	利用者向け操作方法を記載	運用開始前	履行完了時
運用保守計画兼報告書	運用保守の計画書、並びに実績報告を記載	運用開始前、年度末	履行完了時
打合せ資料及び議事録	会議等の資料及び議事録	打合せ実施時	履行完了時
その他関係書類・物品	本市より指示のあったもの	適宜	履行完了時

11. 権利帰属

業務を通じて、作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者が本市に納入する納入物の所有権は、検収をもって本市へ移転するものとする。
- (2) 納品物その他の成果物（以下、「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、納品物の検収完了時に、納品物以外の成果物の著作権を含めて、受託者から本市へ全て移転する。但し、成果物に含まれる受託者又は第三者が従前から保有していた著作物（但し、個別契約に定められるものに限る。）に係る著作権は、受託者又は第三者に留保されるものとする。

- (3) 本市は、前項但書により受託者又は第三者に著作権が留保された著作物につき、成果物を使用又は利用するために必要な範囲で、追加の対価の支払いその他何らの制約を課されることなく、自ら使用若しくは複製、翻案その他の利用を行い、又は第三者をしてこれらの使用又は利用を行わせることができるものとする。
- (4) 受託者は、本項(2)で本市に著作権を譲渡した成果物及び前項の著作物の利用について、本市又は本市から権利の許諾若しくは承継を受けた者その他本市の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本項に基づく権利の移転等の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は、本市の請求がある場合、成果物に関する権利の移転登録手続について本市に必要な協力を行うものとする。但し、その手続に必要な費用は本市の負担とする。

1 2. 秘密保持

- (1) 本市が個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らす、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者における秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

1 3. 再委託

本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は、再委託先の行為について情報セキュリティ対策を含めて全責任を負うこと。

1 4. 契約不適合の担保

本業務に係る成果品の引き渡し後 1 年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合を補修する責を有する。

1 5. 貸与品

本契約履行にあたり、業務に関する市所有の資料は、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能とする。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理すること。

1 6. その他

- ・ 受託者は佐渡市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を適切に

取り扱わなければならない。また業務終了後も同様とする。

- ・ 受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- ・ 本仕様書に記載なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、本市との協議のうえ決定するものとする。